

## 君津市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規則

令和元年9月5日

### 教育委員会規則第1号

君津市小中学校情報セキュリティ規則（平成19年君津市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

君津市小中学校情報セキュリティ規則（令和元年君津市教育委員会規則第1号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、君津市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する情報資産（以下「情報資産」という。）をセキュリティの侵害等の脅威から保護するため、委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 君津市職員定数条例（昭和45年君津市条例第10号）第2条第5号に規定する教育委員会の事務局の職員、教育機関等の職員、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第1条に規定する会計年度任用職員及び健康スポーツ課の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により千葉県が給料その他の給与及び報酬等を負担する教職員をいう。
- (2) 教育ネットワークシステム 教育用コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びこれを構成する情報機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。以下同じ。）並びに電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 図書館ネットワークシステム 図書館用コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びこれを構成する情報機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。以下同じ。）並びに電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報資産 教育委員会が保有している情報及び各ネットワークシステムの開発、運用等に当たり取り扱われる全ての情報（紙等に出力されたものを含む。）をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (6) 情報セキュリティポリシー この規則及び第9条第1項の規定により定める情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者のみが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去をされていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則の適用範囲は、職員等及び情報資産とする。

(職員等の遵守義務)

第4条 職員等は、業務の遂行に当たり情報セキュリティポリシー及び第10条第1項の規定により定める情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報資産に対する脅威)

第5条 情報資産に対する脅威は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報機器の盗難、不正アクセス、コンピュータウイルスによる攻撃、部外者の侵入等の意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等

(2) 情報資産の管理の不備、ソフトウェアの無許可での使用、プログラム上の欠陥、誤操作、メンテナンスの不備、情報機器の故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害、電力供給又は通信の途絶等による教育ネットワークシステムの運用障害等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(情報セキュリティ対策)

第6条 委員会は、前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立すること。

(2) 情報資産を、その重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行うこと。

(3) コンピュータその他情報機器の設置場所、通信回線等の管理に関する物理的セキュリティ対策を行うこと。

(4) 情報セキュリティに関する職員等への教育、啓発等の人的セキュリティ対策を行う

こと。

(5) 情報資産へのアクセスの制御、不正プログラムへの対策、不正アクセスの防止等の技術的セキュリティ対策を行うこと。

(6) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う場合のセキュリティの確保等の情報セキュリティポリシーの運用面における対策を行うこと。

(7) 情報資産に対するセキュリティの侵害が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう対策を行うこと。

(情報セキュリティの点検及び監査の実施)

第7条 委員会は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの点検及び監査を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 委員会は、情報セキュリティの点検又は監査の結果若しくは情報セキュリティに関する状況の変化により、新たに対策が必要になったときは、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第9条 委員会は、第6条から前条までに規定する事項を実施するための具体的な遵守事項、判断基準等を情報セキュリティ対策基準として定めるものとする。

2 情報セキュリティ対策基準は、公開しないものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第10条 委員会は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を情報セキュリティ実施手順として定めるものとする。

2 情報セキュリティ実施手順は、公開しないものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。